

地方交付税法等の一部を改正する法律の概要 (令和4年法律第2号)

I 地方交付税総額の確保と算定内容の改正 (通常収支分)

(1) 一般財源総額及び地方交付税総額の確保

区分	令和4年度	令和3年度	増減額
一般財源 (地方税+地方交付税等)※	62兆 135億円	61兆9, 932億円	+203億円
うち地方交付税	18兆 538億円	17兆4, 385億円	+6, 153億円
臨時財政対策債	1兆7, 805億円	5兆4, 796億円	▲3兆6, 992億円

※ 水準超経費を除く交付団体ベース、令和3年度については令和2年度徴収猶予の特例分(2,145億円)除き水準超経費を含めた一般財源総額は63兆8,635億円(令和3年度:63兆1,432億円、増減額:+7,203億円)

- 地方交付税総額について、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を1.8兆円とし、大幅に抑制
- 交付税特別会計借入金について、令和4年度及び令和5年度の償還額を増額し、令和4年度から令和6年度まで各年度5,000億円を償還
(令和4年度及び令和5年度の償還額を増額)
令和4年度:1,000億円 → 5,000億円 令和5年度:3,000億円 → 5,000億円
- 令和4年度の「地域デジタル社会推進費」の財源として予定していた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円について、後年度に活用するため、令和4年度の活用を取りやめ

(2) 普通交付税の算定内容の改正

- 令和4年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用の額等を改正

(3) 地方特例交付金制度の見直し

- 自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金の廃止

※ 住宅借入金等特別税額控除に伴う減収を補填するための特例交付金は継続

【地方交付税法、特別会計に関する法律、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律】

II 震災復興特別交付税の確保 (東日本大震災分)

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を措置するため、震災復興特別交付税を1,069億円確保

※ 令和4年度に確保する額 : 929億円
令和3年度に確保した額のうち令和4年度活用分 : 140億円

【地方交付税法】

施行期日 令和4年4月1日